

## 巻頭言

「地域看護学」と本会の立ち位置の明確化  
— 将来に向けて —

麻原きよみ

聖路加国際大学大学院看護学研究科

日本地域看護学会誌, 26 (2) : 3, 2023

新型コロナウイルス感染症は2023年5月、5類感染症に移行した。感染症自体の脅威は変わらないものの、街は活気に満ち溢れている。

2023年度・2024年度の新しい理事体制が6月の総会を経て、スタートした。私は今期の理事長を拝命し、今後の本会の方向性を定めることにおいて身の引き締まる思いである。本会は、1997年10月に任意団体として発足し、2014年一般社団法人に移行した。任意団体発足から26年が経過し、四半世紀を超えた。

思えば、日本地域看護学会ほど看護基礎教育体制の変更に影響を受けてきた学会はないだろう。本会発足当時、保助看法指定規則では保健師教育課程での主要科目が「公衆衛生看護学」から「地域看護学」に変更されたが、2011年には「地域看護学」から「公衆衛生看護学」へと変更された。一方で、看護師教育課程は指定規則で「在宅看護論」であったが、2020年の改定では「地域・在宅看護論」となった。そして、地域における多様な場での実習や多職種連携に関する実習が促進されることとなった。

本会は看護基礎教育体制の変化に伴い、2014年に「地域看護学」の定義を行ったが、その後、地域看護の実践の対象、場、方法に多様な広がりが見られること、看護職に共通する基盤としての地域看護学の定義を改めて明確にする必要があることから、2019年に再定義を行った。この再定義に基づき、2021年には「看護学基礎教育における地域看護学の卒業時到達目標と内容・方法」を整理した。また、2040年を見据えて重点的に取り組むべき「2040リサーチアジェンダ24」と戦略の柱を作成した。

これらの「地域看護学」の定義と学問分野は、近接学問領域共通で認知された定義を考えることで、地域看護学の学問としての特徴が明確となるとともに、看護基礎教育体制への影響力を高めることにつながる。そこで、2023年度、2024年度は教育委員会が中心となり、近接学問領域の日本公衆衛生看護学会と日本在宅看護学会、本会の3学会で各学問領域の定義・能力・教育内容等について、相互の関係性を踏まえて概念整理を行い、合意形成を図ることとする。これは、今年度実施されている文科省の「看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂」を視野に入れたものであり、それに反映することを目指している。さらに、将来的には3学会で地域看護関連の委員会等を発足するなど、3学会で共有した知見を集積し、看護教育や看護政策等に影響を及ぼすことのできる組織的な体制づくりも期待している。

一方、本会は教育・研究者の割合が多い学会である。学会誌、学術集会、セミナー等での学術的な活動を活発にし、魅力ある学会にしたいと考えている。

今期は、改めて「地域看護学」と本会の立ち位置を検討し、本会がどのような将来を描くのか、正念場の年となる。会員のみならずには、さらなるお力添え、ご協力を賜りたく、お願いするものである。